

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉
売関税に関する政令第1条第2項に規定する特定国等において熱延鋼帯につ
いて冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する
省令要旨

- 1 ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉
売関税に関する政令第1条第2項において規定する証明書については、その証
明に係る物品についての輸入申告等に際し税関長に提出することとする。
- 2 この省令は、公布の日の翌日から施行することとする。